

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <p>① 噴火規模が拡大傾向で、次のいずれかが観測された場合</p> <p>[A] 大きな噴石、溶岩流が想定火口域中心から概ね2 kmを超えて居住地域に切迫あるいは到達</p> <p>[B] 火砕流（噴煙柱崩壊、溶岩ドーム崩落等による）の発生</p> <p>[C] 多量のマグマの浅部への上昇を示す、規模の大きな火山性地震（有感地震）の増加</p>	<p>レベル5に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、総合的に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 噴火活動の高まりがある中で、次のいずれかが観測された場合</p> <p>[A] 噴火規模が拡大傾向で、想定火口域中心から概ね2 km付近に大きな噴石が飛散する噴火が増加</p> <p>[B] 多量のマグマ上昇を示す、規模の大きな火山性地震の増加（有感地震の増加）及び顕著で急な地殻変動</p> <p>[C] 溶岩の出現</p>	<p>レベル4に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、総合的に判断する。</p>
3	<p>【火口から概ね2 km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 活動の高まりがある中で、次のいずれかが観測された場合</p> <p>[A] 想定火口域中心から概ね1.5 kmに影響を及ぼす火砕流の発生</p> <p>[B] 想定火口域中心から概ね1～1.5 kmに大きな噴石が飛散する噴火が複数回発生</p> <p>【火口から概ね2 km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>② 大きな噴石、火砕流が想定火口域中心から概ね1.5～2 kmに飛散または到達</p>	<p>想定火口域周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が概ね1ヶ月以上続いたとき、または、噴火せず、左記の現象が観測されなくなって概ね1ヶ月以上続いたとき。</p> <p>（ただし、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況等を考慮して判断し、状況によっては1ヶ月より短縮する）</p>
2	<p>【火口から概ね1.5 km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 活動の高まりがある中で、次のいずれかが観測された場合</p> <p>[A] 火山性地震または火山性微動のさらなる増加や規模増大</p> <p>[B] 山体の膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル2よりも規模大）</p> <p>[C] 火山ガス（二酸化硫黄）1日当たりの放出量のさらなる増加</p> <p>【火口から概ね1.5 km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>② 想定火口域中心から概ね1～1.5 kmに大きな噴石が飛散</p>	<p>左記のレベル2への引上げ基準に達しない活動が概ね1ヶ月続いたときを基本とするが、静穏時に戻る傾向が明瞭であると判断したときはレベル引下げの期間を短縮する。ただし、静穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に引き下げた後に活発化傾向に転じたことが分かった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>
1	<p>【火口周辺（火口から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>① 熱活動の高まりが観測されている状態で、火山性地震が増加（目安として、100回/24時間以上（筋湯付近を除く））した場合</p> <p>② 熱活動の高まりが観測されている状態で、火山性地震が増加するも上記基準に満たない程度で、次のいずれかが観測された場合</p> <p>[A] 火山性微動（目安として、継続時間100秒以上）の発生</p> <p>[B] 火口下の火山性地震の震源の深さの変化、波形や周波数の変化</p> <p>[C] 山体膨張を示す地殻変動（主にごく浅部）</p> <p>[D] 噴気地帯等の地熱域の急な拡大や噴気活動の急な活発化</p> <p>[E] 火山ガス（二酸化硫黄）の1日当たりの放出量の増加</p> <p>③ 想定火口域内で大きな噴石が飛散、または大きな噴石の飛散はないが想定火口域周辺に火山灰を降下させる噴火が発生</p> <p>【火口周辺（火口から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>・ 想定火口域中心から概ね1 kmまでに大きな噴石が飛散</p>	<p>（レベル1の火山活動の状況）</p> <p>【火山活動に若干の高まりや異常がみられる】</p> <p>わずかな熱的な高まりを示す地熱域や噴気活動の変化や地震活動に変化がみられたり、山体のわずかな膨張が認められたりする。状況によっては、想定火口域で火山灰や泥の噴出等が見られることがある。</p> <p>【火山活動は静穏】</p> <p>山体膨張を示す地殻変動は認められず、噴気は弱く、火山性地震は少ない状態。</p>

- ・ ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・ これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- 発見者通報で現地に異常が発見された場合には速やかに火山機動観測班を派遣し、現象の確認を行う。
- 各基準の番号は、「九重山の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「4. 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方」で説明される番号に対応する。  
[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level\\_kijunn/502\\_level\\_kaisetsu.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_kijunn/502_level_kaisetsu.pdf)
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。